

## 鳥取県立博物館 博物館資料模写等許可申請書

鳥取県立博物館長（氏名）様

次のとおり鳥取県立博物館の博物館資料を模写（撮影）したいので、許可して下さるよう申請します。

年 月 日

申請者 住所  
氏名

印

模写(撮影)の目的	※記入欄が狭い場合は別紙でも可。(以下の欄も同じ。)
模写(撮影)する博物館資料	
模写(撮影)の期間	年 月 日 時から ( 日 ) 年 月 日 時まで ( 時 )
摘要	<p>1 模写(撮影)の方法(次のうち、該当するものを○で囲ってください。)</p> <p>・写真撮影(フィルム、デジタル) ・コピー ・手書き</p> <p>・電子メディア( ) ・その他( )</p> <p>2 模写(撮影)のほか、掲載等(図書等への掲載、又はテレビ放映等)の御希望があれば、次にその内容を記入してください。</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 媒体</p> <p>(3) 掲載等の時期等</p> <p>3 被許可後の遵守事項(掲載等も含み、詳細は許可書記載のとおり。)</p> <p>(1) 模写等(閲覧含む。)の時(以下「模写時」という。)の資料の取り扱いについては、職員の指示に従うこと。</p> <p>(2) 模写時に資料を損傷した場合は、これを原形に復し、又はその損害を賠償すること。</p> <p>(3) 模写等の後又は掲載等(以下総称して「模写後」という。)による資料の使用は、申請目的以外に使用しないこと。</p> <p>(4) 模写後の資料の使用に伴い法律上の問題が生じたときは、被許可者とその責任を負うこと。</p> <p>(5) 模写後において、人権を侵害するおそれのある部分の取扱いについては、被許可者において適切な措置を講じ、責任を負うこと。</p> <p>(6) 掲載等の場合は、「鳥取県立博物館所蔵資料」である旨を明記するとともに、図書等に掲載したときは、当該印刷物1部を当館へ恵与すること。</p>

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。